



平成 24 年 12 月 10 日

各 位

会社名 株式会社ヤマダ電機
代表者名 代表取締役社長 一宮 忠男
(コード番号 9831 東証第一部)
問合せ先 執行役員
経営企画室 部長 山田 寿
(TEL. 027-345-8181)

会社名 株式会社ベスト電器
代表者名 代表取締役社長 小野 浩司
(コード番号 8175 東証第一部 福証)
問合せ先 常務取締役社長室長兼
経営企画担当 山下 隆
(TEL. 092-781-7161)

第三者割当による新株式の発行の払込日の決定に関するお知らせ

株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）と株式会社ベスト電器（以下「ベスト電器」といいます。）は、両社が平成 24 年 7 月 13 日開催の取締役会において決議いたしましたベスト電器のヤマダ電機に対する第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）及びヤマダ電機による本第三者割当の引受けについて、ヤマダ電機が、本日、公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領したことを受け、両社で協議のうえ、払込日を平成 24 年 12 月 13 日とするに決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

ヤマダ電機が平成 24 年 7 月 13 日に公表した「株式会社ベスト電器との資本業務提携及びそれに伴う第三者割当増資の引受けによる子会社の異動に関するお知らせ」及びベスト電器が平成 24 年 7 月 13 日に公表した「資本・業務提携契約の締結、第三者割当による新株式発行並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本第三者割当は、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを条件としておりました。そして、本第三者割当の払込期間は、企業結合審査の第 2 次審査の期間を勘案し、平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日までとしたうえ、ベスト電器とヤマダ電機との間の合意により、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の 5 営業日後の日に払込みをすることとしておりました。

このたび、ヤマダ電機が公正取引委員会へ提出していた株式取得に関する計画届出書に関し、公正取引委員会より、平成 24 年 12 月 10 日付で、独占禁止法に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領したことを受け、ベスト電器とヤマダ電機との間で可及的速やかに払込みを完了するよう日程を協議し、両社は、本日、払込日を平成 24 年 12 月 13 日とすることを決定し、合意いたしました。

(参考) 本第三者割当増資の概要（平成 24 年 7 月 13 日決議）

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 払込期間 | 平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日まで（注） |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 80,265,500 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 151 円 |
| (4) 調達資金の額 | 12,120,090,500 円 |
| (5) 募集又は割当方法
(割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てる
株式会社ヤマダ電機

上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、及び、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを条件とする |
| (6) その他 | |

(注) 払込期間については、企業結合審査の第 2 次審査の期間を勘案し、平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日までとし、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の 5 営業日後の日に払込をすることを予定しておりましたが、上記のとおり、払込日を平成 24 年 12 月 13 日とすることに決定いたしました。